

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和3年11月30日

○出席委員（13名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午後 1時00分 再開)

○坂倉広子委員長 全員協議会に引き続き、皆様、お疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は、お手元の事項書のとおりです。

それでは、1、鳥羽市議会基本条例改正案についてを議題といたしたいと思っております。

改正案について、事務局に説明をさせます。

事務局次長。

○木田次長兼議事総務係長 皆さん、お疲れのところ、ありがとうございます。

議会事務局、木田です。よろしく申し上げます。

皆様のタブレットで見ていただくこととなりますが、鳥羽市議会基本条例改正案という形でまとめたものを載せさせていただきます。

10月27日から始まって、実際には11月5日、8日、17日全てで計4回で議論をして、皆さんの1班から3班のほうで出された意見をその場で協議して、最終的にこういう形でいいんじゃないかということで改正案が出来上がってきております。左側が改正案でございます。右側が現状文章でございますので、改正案の太字になっておところが現状からの変更ということで、以前つくった時代と違って今を反映したような内容になっておって、例えば、前文であれば二元代表制ということ意識した書き方であるとか、議会の在り方についてもっとはっきり定義をしたほうがいいであろうと、あと最後のほうにありますように、議会の最高規範として、この条例を考えるというふうな文言も盛り込まれておることでございます。

総則から順番に全てご説明というところではあるとは思いますが、一読いただきたいと思っております。ただ主だったところを今のような感じで説明をさせていただきます。

章立てで2ページ目見ていただくとありますように、第2章を第2条からということで、以前と変更になっており、第2章の題名も「議会及び議員の活動原則」というふうになっておたりしております。その第2章の中に第3条までであったところがございますが、第4条、災害時の議会対応というところを新たに盛り込みしてはどうかということで今回入ってきております。あと第2章の後、第5条を第3章とすることとし、そのあとの第6条から第9条までを第4章なんです、「議会及び議員と市長等の関係」というふうには、ここも題名が変わっております。こちら以前は「市長」というふうな言葉のほうが前にあったかなと思うんですが、議会が主体ということでここ言葉が変わっておることです。

あとは見ていただいきますと、第9条のほうで議会の議決事件についての内容をもうちょっと簡略化というか、分かりやすい、柔軟に対応できるような言い方に変えたほうがいいのではないかとということで、言い方を計画期間が5年以上の重要な計画であるとか、議長が必要と認める計画というふうなことで、以前、具体的な計画案であったりするものが並んでおったところをまとめた形になっております。

あとそうですね。第7章第12条、適正な予算の確保ということで、こちらも12条の見出しが変わっております。その中身も話し合いの結果、元あったものからちょっと言い回しが変わっておりますのでご覧ください。

あとはそれ以降の部分については、言葉の変更等がありますが、見ていったらいいかなと思います。

最後のほうにちょっとつけてあるんですけども、これら小委員会の委員さんのほうで決定しておる中で、議長がオブザーバーとして臨席していただいております中で、第3条に第4項として、項3項まである。第4項目をつくって、議員の活動原則というところで、「議員は、議会活動を最優先にしなければならない。」という言葉を追加してはどうかというふうなご意見をいただいております。また、執行部に対して文書質問できるようにしてはどうかというふうなご意見もいただいております。おとし、議会運営委員会で視察を行ってきた所沢市議会の基本条例にそういうふうなことがうたわれておりますので、どうであろうかというふうなご意見をいただいております。

すみません。それと下にある小委員会案に対する3班提案というふうな、ここはすみません。間違っ載せてしまいましたので、申し訳ございませんが、ちょっと別のときにお話をさせていただきたいと思います。

案については以上でございます。

この案につきまして、この後、今後のスケジュールのことを話をさせていただくわけなんですけれども、今後のスケジュールといたしまして、12月中に先ほどの議長からの提案とかを含めた部分で改正案の確定へ持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりました。

小委員会での経過と改正案についての説明でございました。

以上で説明は終わりました。

このことについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

河村委員。

○河村 孝委員 その前に今日どこまで決めようというところで、委員長のほうとか事務局は考えられているかというところを教えてください。

さっと次長から説明はしてもらいましたが、当然、資料提出した時点で皆さんには読み込んでいただいているとは思いますが、もう最終チェック、今日をかけて、皆さんのご同意いただければもう発議というところまで持っていく予定なら、もう今日、皆さんでもう一度読み込んで最終チェックをして、読みながら一つ一つ項目拾って、最終これでよいかというご意見をいただくまでいくのか、そうではなくて、一旦案として出しましたよ、皆さん、読み込んでおいてくださいよ、次に意見くださいよというスタンスで、その辺の進め方を教えていただけませんか。

○坂倉広子委員長 事務局、よろしいですか。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 申し訳ございません。言葉が足りない部分で、今のようなご質問をさせていただきますことになりまして申し訳ございません。

今日、このような形で案というものを提案させていただいて、12月中にもう一度、すみません、最終的なまとめる場を持ちたいというふうな心積もりであります。

ですので、持って帰っていただいて、最終的にこれでいいということであれば、次回、そういうふうな形でお認めいただく。ここはこうすべきであるということであれば、次回、ちょっと言っていたような形というふうに思っておるんですが、いかがでございましょうか。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 ほとんどの議員さん、小委員会に入っていたいていたんです。その辺のその流れの説明も、もう今しておかないと駄目なのかなというふうに思うんで、もう今日時間があるんやったら読んでいって、議長なら議長に読んでもらって、間違いないかというところを皆さんに聞いていただいて、それから意見をいただいて、修正するのか、なければそのままもう上程というところ、今日中に持っていけると違うのかな。

ほかの方の意見も聞いてみてください。

○坂倉広子委員長 ご意見賜りありがとうございます。

河村副議長のほうからご意見賜りましたので、ちょっと事務局のほうとして、そういう考えでよろしいですか。

山本副委員長。

○山本哲也委員 副議長、ご意見ありがとうございます。

先ほどちょっと打合わせさせていただいて、進め方どうしようかという中で、これ改正案提出させていただいておりますけれども、改正案は3班、皆さん考えていただいたやつをベースに小委員会のほうで議論して、こういう形でいこうやないかというところで今提出させてもらっています、改正案として今出させてもらっています。

小委員会に対する議長提案ということで二ついただいております、それが議会活動を最優先しなければならないというのを追加するかどうかというところと、文書質問ができるようにするのかどうかというところを入れてはどうかというところを議長から提案させていただいております、さきにこれ配付させていただいておりますけれども、読み込むに時間がかかるのではないかとこのところがまず1点というところで、今から話してそれができるのかどうかというところで、ちょっと若干の不安を覚えておりますので、その辺の時間的猶予を持って、次回12月中にもう一度開催したときに、この案でいいのかどうか、改正点、変更点、修正点はないのかどうかというところと、皆さんのこの議長提案に対する意見をいただいて取りまとめができればなといったところでございます。

なので、できましたら、次回12月中にまた後日ご案内させていただくと思っておりますけれども、それまでにきっちり読み込んでいただいて、おかしな点とかがないかどうかの確認をしていただいて、次回のところでこのあれを決めたいなど。

さきに配らせてもらっておりますスケジュール案をちょっと一度ご確認していただきたいなどは思うんですけれども、今現在、鳥羽市議会基本条例のところですので、一番左側のところを見ていただきますと、一応12月中に改正(案)の確定でパブリックコメントの準備をさせていただければと考えております。

12月、次回で皆さんにご承認いただいて確認が取れば、1月から改正(案)に対するパブリックコメントを実施したいと考えておまして、その結果についてどういったご意見がいただけるのか分かりませんが、市民の皆さんからのご意見を気負いながら、2月に最終的な改正案を確定して、3月に発議と、こうい

ったスケジュールで進めさせていただきたいなというふうに思います。

中の「会議規則、運用基準、その他」というところも、今後検討していかなあかんところなのかなとは思っておりますので、その辺も併せて、こういったスケジュールで進めさせていただきたいなといったところで、今日のところは皆さんが読み込む時間を取るために、読んできていただいておりますかとは思いますが、もう少ししっかりと読み込んでいただく時間を取って次回というところでさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「了解しました」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

議長。

○木下順一議長 先ほど議長提案いうところで、第3条のところ、「最優先にしなければならない」とこう書いておいていただいておりますけれども、私は「最優先するよう努めること」と言うたように思うたもので、その辺併せてちょっと、言い切ってしまうよりもちょっと柔かい表現で言うたつもりでおったんですけれども。「最優先するよう努めること」を追加してはどうかと、「最優先にしなければならない」、このどちらでもええんやけれども、それも含めて、文言も含めて検討していただければと思っています。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ご意見賜りました。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

副委員長。

○山本哲也委員 すみません、議長。あの文書質問のところを、できましたらちょっと解説をしていただくと我々小委員出ておった人間は、この文書質問でどういうことができるかというのは多分分かっているかと思うんですけれども、小委員会出ていない方が、ひょっとしたらこの文書質問自体がどういうことなのかというのがあるんで、できたらそこを。

○坂倉広子委員長 議長。

○木下順一議長 副委員長のほうから振っていただきました。

文書質問についてですけれども、我々通年会期制を取っておるわけですが、3月、6月、9月、12月と一般質問で、機会はその4回ですか、その間にいろいろ緊急的な事案が発生した場合に、市長等に対して文書で質問をして文書で回答をいただくと。それ議員個人やなしに委員会単位であるとかにさせていただいて、緊急性を要する質問をしていただくと。できればいいかなという案ですけれども。これは先ほども説明あったように、所沢市議会さんへ行かさせてもらったときに、こういう文書質問のやり方を基本条例の中にうたっておったので、これはいいことだなと思って、私個人的に。こういうのも入れていただければ、議会がよりこう分かりやすいとか見えやすいとか、議会が何をやっておる、その会議会議の間でも、こういうこともやっていますというの、こう見えるんではないかなと思って、あくまでも議員個人でなく、その辺も含めて議論していただければよろしいんですけれども、委員会単位とか、当然それは公開もされるということで、そういう個人的な質問にはならんかなとは思っておりますので、大局的な質問がその中でできたらいいかなと思って提案をさせていただきました。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

河村副議長。

○河村 孝委員 議長室で、2人でも、議長ともお話しさせてもらって、所沢の例なんですけれども、所沢の場合は議員個人にはその権限を与えていなくて、各党派でたしかあったと思うんですけれども、文書質問が。通年議会ではないので、議会閉会中に文書で質問をして、それを執行部から回答をもらう。それを公開するという基本的な形だったと思うんですけれども。鳥羽市議会の場合は通年会期なんで、その必要がないと言えないんですけれども、その都度、じゃ委員会を集まってということでは実際できるのかどうかとなると、なかなか足の速い話にはならないのかなというのが1点と、我々入ったところというのは、戸上委員も反対されましたけれども、委員会でのその他事項の通告制については、様々な議論があって、今通告をしてその他事項を委員会の中で聞けるという話になりました。そういったところを補完するための意味でもあると思いますし、先日、体育館のひだまりの前、公園を造りかけて作業がずっと半年ぐらいストップしている案件があったんですけれども、私のところに市民問合せがあって、早速見に行き写真撮って確認しに行きました。したら、答えは国体に合わせるような形でやっと思ったものがちょっと国体がなしになったんで、スケジュールが狂いが出たという返事だったんですけれども、市民から、それでそのように伝えたら、返ってきた答えは、じゃ、それをちゃんと分かるように皆さんに示してほしいと、もうじゃあれで終わりかと、我々は思ってしまうという、ちょっとお叱りをいただきました。例えば、そういうことでも、委員会開くまでもない、議員の皆さんが担当課に確認して、ああそういうことですよと市民に伝えていたものをより文書にして出して、答えを来たたら公開ができるんで、それ見ていただいたら市民の皆さんに分かりやすいという、これはもう典型的な例だなと思ったんですね。

基本的に私も議長のその意見に賛成で、そういったところで、またそれをこう委員会活動の活発化にもつながるのではないのかなという観点からも、ぜひその辺は皆さんに議論を深めていただいて、前向きな方向に進めていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

議会事務局、局長。

○岩井事務局長 私から、ちょっとその内容が分かりにくいかと思いますので、所沢市議会のその視察行ったときの資料がございますので、文書質問等とか、どのようなやつを文書質問でやられておるかというのを資料を議員の皆さんにデータで送らせていただければと思いますので、それを参考にさせていただきたいと思います。

あともう一点、文書質問に関しては、今度、執行部側の対応という形が出てくるかだと思いますので、それについても、先に執行部、総務課通して話は通しておかないといけないのかなという点と、今、委員会のほうで調査権というのがございます。先ほど副議長言われたように、市民への公開というのは、その調査権のほうにはありませんので、その辺はきちんとした規則的な（もの）さえつくったらいいのかなと思いますので、すみません、付け加えさせていただきます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

ほかに皆さん、ご意見ございませんか。

浜口一利委員。

○**浜口一利委員** 今の文書質問ということなんですけれども、具体的にどのような形で取り上げて、どのような形で執行部にやるかというのを、やはりそのあたりも委員会条例ではないけれども、その規定の中でやっぱり行う必要があると思うんです。当然、行政常任委員会の中での話になって、個人的には到底それはちょっとできにくいとも思うもので、いろいろそのような意見があったときには委員会の中でちょっと話をしたりとか、またいろいろ方法はあろうかと思うんですけれども、そのあたりを明確にしたほうがいいのかなとは思って、そのあたりもしっかり議論した上で、その文書質問するのであれば、そのような形を取ってもらいたいなと思います、取るべきやと思います。

○**坂倉広子委員長** ご意見ありがとうございます。

戸上委員。

○**戸上 健委員** まず第1点、スケジュールの点ですけれども、最初3班に分かれて議論しました。僕らも、3班もこの基本条例の改正案について突っ込んで議論を何回もやりました。その後、さっきの委員長の報告によりますと、各小委員会でこれも4回議論をされたということです。その議論の中身は、僕は小委員会のメンバーやないもので待ちかねてきたのをもうすぐ読み込んだはずなんですわ、メンバー外の人はね。そして、僕もこれを読んでよう議論してもらったなど、4回もね。たたきにたたいて様々な議論が飛び交っただろうと私は推測できます。そういう結果でした。

ですから、全面的に僕はこの提案については賛成です。異論を挟むようなところどこもありません。

特に、議員活動の信頼性ということを盛り込んだ、これは現状に即しておるというふうに思いますし、二元代表制、これも何回も強調されております。これも、私は合点がいきます。それから、議長提案の2項目ですけれども、これも僕も全面的に賛成です。賛成ですけれども、二つ目の文書提案については、今様々なご意見が出ております。僕らも所沢に、僕も議運のメンバーでしたもので視察していろいろ先進事例も学びました。委員会という提案でしたけれども、委員会ということになりますと、ちょっとここはその文書質問の性格というのが変わってくるんじゃないかなというふうに思います、個人でもできると。今の国会議員は内閣に対する質問主意書を、これを何本でも誰でも出せます。内閣は責任を持って、それを回答して官報にその中身も出ます。

ですから、鳥羽市議会もそういう方向をひとつみんなで検討してみたらどうかというふうに思うんです。僕自身も、一般質問で大体3件取り上げますけれども、4件、5件取り上げればいいけれども60分しかないということで、質問を割愛するわけなんですわ。その割愛した質問をどうするかというと、次回に回すと3か月後に回すということになります。その時点ではもう色あせているというか、タイミングを逸する課題もあるわけなんです。そういうときに文書質問もできますよと、同じように執行部から回答もありますよということになりますと、議員活動はさらに僕はバージョンアップできるというふうに思いますもので、この議長の二つの提案というのは僕も賛成です。

以上です。

○**坂倉広子委員長** ご意見ありがとうございます。

河村副議長。

○河村 孝委員 委員会というお話を僕はさせていただいたのは、一利さんおっしゃったように、何かしらのルールがないと、担当課に文書をそれぞれがもう出しておるようでは、なかなか相手方もちょっとづらいところが出てくるのかなと思うんで、例えば、私の私案ですけれども、まず委員長、こういうものを出したいというところで、委員長の許可があって議長が認めたものは、それを事務局からまとめて提出してもらうという、そういうルール決めが必要なのかなというところで、全然個人で出していただいて結構だと思うんですよ。戸上さん、特に一般質問をずっとやられていて言い切れないこともたくさんあるでしょうから、有効に使っていただけたらいいと思うんですけども、事務的なその手続として、委員会活動の一環と捉えて、それを委員長にお伺いを立ててもらって、委員長がじゃ、それ出してくださいよというところで議長が決裁して上げるとか、何らかのそういう事務的な手続のルール決めが必要ではないかというところで、委員会を通すのが、行政からの常任委員会を通すのが一番良いのではないのかなというふうに提案させていただきました。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

○山本哲也委員 それも踏まえてですね、何というんですか、この基本条例に載せるかどうかというところが争点になってくるのかなというふうに思いますんで、そういったところ、運用の仕方等々も含めながら考えていただいて、議会基本条例に載せるべきなのかどうなのかというところを皆さんの頭でちょっとまとめていただいて、次回、そういったところをご意見いただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、ご意見いただきましたので、次に進めさせていただきます。

続いて、2、今後のスケジュールについての説明をいたさせます。

よろしいですか。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。今後のスケジュールにつきまして説明させていただきます。

先ほども副委員長のほうからお話をさせていただきましたが、市議会基本条例につきましては、12月中に案の確定をして、1月にパブリックコメントを1日から約1か月間行い、その後、2月にそのパブリックコメントの結果を含め議論していただいて、3月で改正案の発議というふうな形で持っていきたいと思います。

基本条例とはちょっと違う部分で、会議規則、運用基準その他についても幾つか検討するようご意見上がっておりますので、これは1月、2月のその小委員会であったり、この大きな委員会、どちらかで検討し、2月末には決定するような形で持っていければというふうに考えております。

それと、真ん中にございます議員定数についてでありますけれども、皆様の手元に以前配らせていただいた資料をタブレットのデータの中に入れてさせていただいております。県内の他市議会の議員定数については、前回配らせていただいたものと同じでございます。そのほかに、前回は県内14市とあと県内の町で近い人口、あと全国で類団と思われるような比較的人口的にはうちより大きいものを挙げさせていただいて、それらの議員定数がどうなっておるかというふうな形で資料を差し上げておりますが、今回は細かいほうにありますように、全国市町村の議会の議員定数の参考資料を作らせていただいております。

1 ページ目のその一番下のほうに色を塗ってあります976というふうに三重県鳥羽市というふうになっております。ここ全国の市区町村の人口で順番1番から並べたときに、この表を作った時点で上から976番目が三重県鳥羽市ですよということでございます。

それぞれ、それぞれの団体に書いてある左側が全国順位でございます。一番上の五つの市町村につきましては、議員定数10名現在しておるところ。次の固まりについては、議員定数12名にしておるところ。その次が13名、鳥羽市を含んだ次のページまでまたがっておる部分が14名ということで、人口規模が比較的うちと近いようなところがどの程度のものになっておるか、さらに付け加えますと人口密度的な部分というのも参考に必要なということでつけさせていただき、さらにこの前の県内の市町のときにつけさせていただいた令和元年度での一般会計当初予算規模がどれぐらいの市町村なのかという、そういうふうなことも参考に付けさせていただいておりますので、ご覧いただければなと思っております。

一番最後の部分、すみません。ここだけちょっと毛並みが違って特に書いてはおらんのですけれども、一番上の1,089、鹿児島県垂水市から1,577、北海道歌志内市というのは、いわゆる市政をやっておるところで、国内で人口が少ない下からのところを特に抜いたものでございまして、人口の少ない市ではこういう状況であるということ参考で一部載せさせていただきました。そういう状況でございます。

議員さんの定数については、もう各議員さんのほうで一定の考え方を持たれておると思うんですけれども、この前出させていただいたように、県内の状況がどうであるとか、あと人口がよく似たところと比べてどうであるとか、いろいろ考え方はあると思います。ただ平成23年でうちが14名というふうに、以前16名だったところを議員定数を改正しておるときに、以前地方自治法で決まっておった人口規模による議員定数の上限というのが決められておったものが今はなくなっておって、増やそうと思えばどんだけでも増やせる。逆に言うと、少なくするにも自由にできるという部分があって、ただまあもちろん上に増やすにも、下に減らすにも限度があると思いますので、その範疇でどのあたりがいいか、どのあたりで市民の方のご理解を得られるか、そういうことも含めて考えていただけるといいのかなと思っております。

資料の提供につきましてはここまででございます。

こちらのスケジュールからいきますと、再来年の5月、令和5年の4月ですね、すみません。令和5年の4月に次の改選がございまして、その1年前ぐらいには議員定数についての変更をするべきであろうということで、今年度中あたりをめどとして議員定数をどうするかという結論を持っていきたい。それにつきまして、議会基本条例第17条にもございますように、いわゆる全市民のご意見とか、そういうものを入れながら考えるべきであるということで、市民アンケートを実施するということをちょっとこの場をもって提案させていただきたいと思っております。

市民アンケートを1月に行って、同時に2月に議会改革推進特別委員会において、議員定数に対する公聴会を開いてはどうかということで、その公聴会に意見を持って参加していただける方を募集してはどうか、こちららも併せて提案させていただきたいと思っております。

2月に公聴会とあとアンケートの意見を聞いた後、最終的な議員定数について、こちらの特別委員会にて議論して決定に持っていき、議員定数を改正すべきとの結論になれば3月議会に上げていくという、そういうふうな流れでいかにかと思っております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 それでは、説明は終わりました。

ご意見ございましたら伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

河村副議長。

○河村 孝委員 スケジュールの件なんですけれども、当然、基本条例を見直してパブリックコメントいただきました。発議のその原型が出来上がった。パブリックコメントをもらって修正箇所も直して、その原文の形が出来上がったら、その議会基本条例の運用基準というのはすぐに見直しができると思うんです。逆を言えば、そこまでは運用基準を見直せないということなんで、そこに合わせて運用基準というのはやらなきゃなんないのかなというのがスケジュール1点、会議規則等々1月に載せていただいていますけれども、ここで漏れているのが、その議運から指摘のあった政治倫理条例の見直しをするべしという附帯意見が出ていますので、当然これは今後のタイムスケジュール、ロードマップの中には入れなければならないと思うんです。そうなったときに、会議規則と政治倫理条例というのは密接な関係にありますんで、そこもセットで見直さなきゃなんないというふうになるのかなと思います。

3班からの意見も小委員会で出ささせていただきましたけれども、皆さんが基本条例を深掘りしていただいたんで、3班は横に広く現行にそぐわないところを洗い出しにいて、そのほか委員会条例であるとか、運営に関する基準とか、その辺まで見にいきましたんで、現行から結構ずれているところもあるんです。その辺は急ぐことではないとは思いますが、その辺もこう踏まえて基本条例、議員定数、政務活動費だけではなくて、その辺も踏まえたタイムスケジュール、ロードマップをもう一度、皆さんでつくり上げるべきではないのかなと、何がお尻が決まっています、このときまでにもうやらなきゃならない。何が来年持ち越しても大丈夫というところを、もう一度確認し合って優先順位を決めるべきではないのかなと思うんで、この三つだけでは不十分なのかなというふうには私は思うんですけれども、皆さんの意見を聞いていただければ。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

戸上委員。

○戸上 健委員 私も今の河村副議長の意見に賛成です。なぜかという、この議会基本条例改定して、全面改定だというふうには思うんですけれども、それに対する運用基準、これも決めますよね。これから政治倫理審査会の政倫審の改定、これも私は必要だと思うんです。なぜかという、これ議会基本条例から大きく逸脱するような事例が発生した場合、またそれから政倫審の決定を守らないような議員が発生した場合、どうする、どう対応するのかということは想定していないわけなんです、今。ですから、もうそれをじゅうりんする議員が出てきた場合、お手上げ状態となっておるわけです。しかし、その場合はこういうふうに対応して鳥羽市議会として住民代表機関、二代表制機関としての責任をきっちり果たしますということを明確にしておく必要が僕はあるというふうに思いますので、河村さんの意見に賛成です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにごいませんか。

(何事か発言するものあり)

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 今、一利委員からアドバイス、どんなふうにするんやというところまで言うてくれということなんで。

いや、それも皆さんで決めていただいたらいいとは思いますが、引き続き、それを小委員会に投げかけてある程度のそのたたき台をつくってもらえるのか、ただ政治倫理条例と会議規則はそれこそ地方自治法とも密接に関係があって、法律の専門家の意見も聞かなきゃ触れないところだと思うんで、それ以外のところというのは小委員会に投げかけてもいいのかなとは思いますが、そこに関してはどうなの、例えば、議運から指摘があったんで議運に投げるとか、何かそういう形で多分全員で、みんなで動くというのはなかなか難しいので、これだけ時間かかるタイトで、しかも所管事務調査もまだ引き続き、皆さんやられて勉強会も引き続きやられているということであれば、ちょっとその辺を含めて、物理的にタイムスケジュール本当に組めるのかどうかのぎりぎりのところまで、ならば、所管事務調査の今年度末はもう中間報告にして年度またぎにしましょうとか、その辺までの議論をしないとなかなか難しいのかなというふうに思っています。

なんで、先にやるべきことをまずこれを優先しましょうよというところを決めて、その次にはこれに入っていくましようというところのカレンダーをつくらないとなかなか難しいのかな。もしくは、違う班同士で手分けをして別のたたき台をつくってもらえるのか、その辺は僕にもちょっとまだいいアイデアがないですけども、もう少し皆さんの意見を聞かせていただければ。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 私も基本的には河村委員のおっしゃるとおりだと思うんですけども、今回その議会基本となる基本条例のところを見直しのところをさせていただいたと思うんです。その一応、小委員会ですというところで、この12月の議会にこれを上程するというところまで今話は来ているかと思うんですけども、この今後の先のときに、1年以内に今、1年前にやらなきゃいけないという話が出たのが議員定数の見直しが出たかと思うんです。これが選挙の1年前には出さなきゃいけないのではないかなというところでいくと、これ3月ぐらいまでにまずこれをやらなきゃいけないのではないかなと思うんです。あとそのおっしゃった会議規則とかいろいろ不足する部分のいろいろな、ついてる条例に関しては、随時こう見直していく、後でもいいんであればそれはやっていって、まず次に優先順位を決めなきゃいけないと思うので、何を優先されるのかというのがいつまでに、多分、河村委員もおっしゃっていたと思うんですが、いつまでに何をやらなきゃいけないというのが多分明確にしないと、次の優先順位が決まらないと思いますので、それをちょっと明確に教えていただければと思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 ただいまお話のありました議員定数に関しては、1年前にやるのが好ましいかなという意味合いで言っております、一般的にはあまり直前に変えるとかというお話はあまりないかなというふうに思っています。

ただ半年前に変わるとかという例もないわけではないですので、必ずしも駄目というわけではなく、ただ選挙があるからそれに間に合わせるためにこう慌ててやるというような雰囲気になるのもちょっと違うんじゃないかということから、常々話をしている1年前ぐらいには大体改正が決まっているほうがいいんじゃないかという、そういう意味合いでの提案でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 この基本条例を小委員会でもんだときにも、やはり会議規則とか各条例運用基準というのは話が出たことなので関連していると思うことなんで、もうやはり基本条例を決めて、その後、当然会議規則とか運用条例とかというのは、その中でついてきたもんやもんでさ、一緒にやっぱり決めておくべきやと思います。

だから、私は一番早い方法としては、小委員会でたたき台をつくって、今日のようにまた小委員会のたたき台だけでもさ、それをよしやんと、そんなことしか考えられないもんで、早く進めるということであれば、そのような方向で議会改革、両委員長、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 正久議員言うように、議員定数と今、戸上さん指摘あった倫理条例と会議規則のセットでのところというのは、僕も急がなければならないところなのかなというふうに思っています。

ただ先ほどもお話しさせてもらったように、法的なことが絡む、それが法的に可能かどうかというところの議論も必要になってくると、そういう専門家を招聘するのか、また視察に行ってお話を聞きに行くのかというところの費用の話になってくると、今実際もう委員会の費用ないんやった。1回は行けるんやったつけ。それを小委員会規模で行くのかどうかで、さらに議運の視察費用もまだ残っているんやね。だから、そういうところで上手に使い分けないと、今現行ある予算でできる範囲のことをやろうと思うとそういうところね、先ほどちょっと議運の提案もさせてもらったんですけども、そこはこううまくやり繰りしないといけないのかなというふうに思っています。

ただ急ぐべきところというのは議員定数と倫理条例、それに関する会議規則、ここは最優先するべきかなというふうに思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

先ほど河村副議長のほうからご提案いただいた定数、倫理条例、会議規則というこの三つということのご意見がございましたが、そこも含めて委員会視察をするのか、また小委員会に委ねるのかというご意見でございましたが、そのことについていかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

河村副議長。

○河村 孝委員 小委員会に投げるのがいいのか、議運に投げるのがいいのか、ちょっとその辺は置いておいてですね。取りあえず、もうこの会期中というか、この議員のメンバーの間にそこにもう全部手をつけるという、今挙げたようなところを全部つけるというところを確認していただいて、それで皆さんの同意がいただけるのであれば、委員長と副委員長と議長と私と事務局で、ある程度、あと行政委員長等々入ってもらって、所管事務調査のスケジュールもあるんで、1回それで組み、タイムスケジュールの案を組み立ててみて、次回、またこの12月中にあるんですわね。そのときに皆さんに提示して修正箇所があれば直していただくというところ

でいかがなんでしょう。それが決まってからどういう班分けでいくのか、議運に投げるのか、また違う枠組みでやるのかというところを次の段階で決めるということはいかがでしょう。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

いかがでしょうか。

副委員長、どうですか。

○山本哲也委員 皆さんに聞いてもらってから、どういう形で。

○坂倉広子委員長 河村副議長のほうから先ほどご提案いただきましたけれども、このような形でさせていただいてもよろしいのでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 異議なしということで。

戸上委員。

○戸上 健委員 ちょっと蛇足になりますけれども、1月に議会定数に関する市民アンケートを実施するわけですね。その際に増減が問題になるというふうに思います。市民から今、ほかの議員の皆さんもそうだと思いますけれども、もうこんな議会なら議員定数減らせという声がほうはいとして起こっております。そのときに我々議会としたら、単に減らすというだけではなくて、政倫審でそれを守らないような事案が発生した場合はこういう方向を考えておりますということもセットして、市民には話せるように僕はする必要があるというふうに思うんです。

そうでないと、我々議員として市民への説明責任が現状では果たせないんですわ。そこもさっき河村さんが提案なさった議運の正副委員長と今の正副議長とその4者で検討していただく、行政と予算の委員長も含めて、そこで検討していただくということは僕はもう大賛成で、そのセット論というのを踏まえていただきたいという要望です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

副委員長。

○山本哲也委員 これちょっと事務局、確認したいんですけれども、この議員定数に関する市民アンケートの実施というのを提案で上げていただいていますけれども、前回、削減したときかな、は、これをやっておられるんですか。

○坂倉広子委員長 事務局。

○岩井事務局長 毎年、企画財政課のほうが市民アンケートというのをかけています。そのときに1ページいただいて、議会からのアンケートというのをかけさせていただいています。直近では令和2年度に議会の議員定数等についてアンケート結果が出ていますので、それも参考になるかなとは思っています。

○山本哲也委員 それと別で実施するって。議会事務局というか議会として市民アンケートとは別々で実施することなのか、それとも長年やっとなやつに。

○岩井事務局長 別でやりたいと考えています。今回、このパブリックコメントと1月1日の広報に市民アンケート等を実施しますのでという形でお知らせさせていただいて、市のホームページ等でご案内させていただこうかと思っています。

公聴会につきましては、もう基本条例、皆さん読まれていますので、大事なやつについては、公聴会しなければならないという形がありましたので、やったことないものですから、一度やっておいたほうがいいのかなという形でご提案させていただいたところです。

(「了解」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

副委員長、よろしいですか。

○山本哲也委員 その辺の内容とかというところを多分皆さん、どういった質問されるんやとかアンケート取るんやというところは気になるところなんかというふうに思いますんで、12月の実施について議論等ありますんで、またそのときに、もうここで提案してかんとタイムスケジュール的に多分間に合わない。

○岩井事務局長 実はその広報に載せるものですから、アンケートをやっているかどうか、広聴広報会をやっているかというような話をここで決めていただいたら、あともう内容についてはもう何回か調整はできるかと思うんですけども、アンケートをやめとかかという話ですともうなしになりますので、1月1日広報に間に合わせるために今日できたら判断をほしいなというところです。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

副委員長、いいですか。

○山本哲也委員 僕よりかは多分、局長がそうやって言うたことに対してどうするかというのを決めてもらわんと。

それで、局長から提案ありましたけれども、そのアンケートを実施するかどうかというところについては、その広報の締切りのかげんがありますので、多分スペース取ったりとかというところ、内容についてはまだ若干あるかと思うので、やるかやらんかというところを今、局長から決めていただきたいというようなところをいただきましたんで、皆さんのご意見をいただいて、その判断できればなというふうに思いますけれども。

○坂倉広子委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 アンケートをやるかやらんかということなんですけれども、議員定数考える時点においては、やっぱり市民の声というのは当然聞くべきものであるということなんですんで、それも当然やるべき道筋だと思いますけれども。やらなあかんと思う。

○坂倉広子委員長 ほかにご意見ございませんか。

河村副議長。

○河村 孝委員 どういうふうなアンケート、具体的に広報とばに挟んで、それを返してもらうとか、どんなやり方でやられますか。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 実はもう広報とばには挟むつもりはなかったんです。アンケートを実施しますので、ホームページにご案内してQRコードとかで、これでいくと恐らくアンケート数は少ないんです。今までの企画のやり方とすると、実際はダイレクトメールで送っておいて、それを返してくださいという話になるんですが、それだとお金、予算等とかかりますので、今そういうのは取ってありませんので。実はこのホームページに載せたやり方は、1人の方が何通も出したときのあれは担保されておるのかというのが一番できないというところが

ありますので、ちょっとそこは難しいのかなというのがございます。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 ならば、直近の2年のアンケートの結果があるのであれば、そこを参考にして公聴会の広く参加してもらうほうに集中したほうが、私はいいのではないのかなと思うんです。返ってくる結果はほぼほぼ同じ、今、戸上委員おっしゃったけれども。もう減らせ、そんなもん要らんというのがほとんどになるぞというところで、じゃ、市民がゼロにしると言ったらゼロにできるのかと言ったら、そういうわけではないんで、アンケートどこまでいっても議論の参考値とさせていただきますということであれば、2年にそういうふうなアンケートを実地されているのであれば、それを参考に今現在の市民のお気持ちを聞く公聴会をなるべくたくさんの人に参加してもらうように力を集中するという形のほうがよいのではないのかなというふうに思うんですけれども。

○坂倉広子委員長 山本副委員長、どうぞ。

○山本哲也委員 自分の考えですけれども、あくまでも、その広報で取るアンケートで補完的な意味合いになるのかなというふうに考えていまして、毎年、市民アンケートを取っていただいております分というのも、さっき言っていたように、無作為で送って回収率が3割行くか行かんかぐらいのアンケートなんです。実数、回答していただいている実数的に多分600幾つとか500幾つとかが多分実数に近いぐらいの実数なんかなというふうに思っています、それで統計上、問題はない数字にはなっておるかと思うんですけれども、あくまでも幅広く意見をいただく場をつくるという意味でアンケートを実施して、もうそれが全てではないというのは我々議員も理解はしやなあかん部分やと思うので、あくまでも補完的な意味でやるよというところで、皆さんが理解していただけるのであれば、自分はやってもいいかなというふうには思うんで、その捉え方ですよ。アンケートはこうやって言っておるんで、こうせなあかんやないかとなっていくが一番あかんのかなとは思って。いろいろな意見が多分寄せられるとは思って、1人何通も送ってしまうのもありますけれども、逆に1人何通も送ってもらうぐらい熱意がある意見やったら聞いてもいいかもしれませぬし、どういった意見が集まるかというところで、こう1人でも多くの方から声をいただくというための手法としても取ってもいいのかなと。あくまでも、それは参考とかというか補完、市民アンケートの補完するための材料として我々が扱って、重き、重視すべきはやっぱりその辺の公聴会とかというところにもなってくるんかなとは思っています、というところで、私はそのオンラインアンケートとかという意味でやっても、ただその内容ですよ。内容によってまるっきり全然違う声、僕はどっちかという市民アンケートぐらいのアンケートで補完する的なところでいいのかなとは思いますが、同じぐらいの内容でというところであれば。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 設問とそのやり方等々にもよってくるんでしょうけれども、本当に皆さん、覚悟決めてほしいのは、やるからには100や200でいいんかという話にはならないと思いますよ。逆に議会が恥かく話になるわけで、これは全員に返してくださいよという努力は、市議会の皆さん、やってもらわなきゃなんない、アンケートやるのであればね。それこそ、企画のアンケートに対して回答率が低いというところの指摘も議会が出ましたよね、委員会の中で。やるからには責任持たないかんのですよ。本当にその覚悟が皆さんにおありなら別にやってもいいと思いますけれども、今の現状のままでいって純粋に市民が何人返してくれるんやろなど。

やり方や設問、方法にもよるでしょうけれども、本当に皆さん、それを考えて深く議論していただければというふうに思いますけれども。

○坂倉広子委員長 議長。

○木下順一議長 今、結構話がいっぱい、今、副委員長と副議長2人の話で進んでおるかと思うんですけども、もっと皆さんから意見聞き出していただいね。ここ大事なところやと思うもんで、2人の意見に流されることなく、個人個人で皆さん、意見言っていた方がいいのかなと思うんです。聞かせていただいております。よろしく。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

大事なところでございますので、よければ、お一人お一人意見言っていれば幸いです、いかがでしょうか。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 私は、基本的にはその市民アンケートというか、市民の声を聞くということが必要やと思います。これはなぜかということ、基本条例はすごく班分けして、なおかつ小委員会やってきて、本当にそういった市民の声というのは大切やというのが肌で感じたいうところもありますし、副委員長のほうから補完的ということもあるんですけども、それをベースにして公聴会をより充実するとか、そういった一つの判断材料になるんかどうか分かりませんが、そういったことも踏まえながら、最終的な定数条例を改定するか改定しないのかというところへ、各委員の意見を反映さすようなことが必要やないかということで、私はやるべきやということを思っております。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

よろしいのでしょうか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません。僕はすごく、議会基本条例、今回見直させて議論させていただいて、その議会としては、やっぱり広く市民の声を聞くべきやと思うんですけども、聞き方、どういった聞き方をするかというのが非常に大事だと思うんです。アンケートというのは、なぜこういうアンケートをするのかとか、質問の仕方によっては地域報告会がいろいろなところへ行ったりとか、非常に一方通行であったりとかというのが非常にあるので、私はそのいろいろなところで声を聞きながら、何でこういうふうな議論が起こってきたかという話をしっかりとこちら側も責任持ったほうが僕はいいと思うんですけども、紙でアンケート取るときにいろいろな偏った方向に行く場合があるので、それはもってしていいのかなということ、今の現状、こう私たちが問われている議員の質という話と、鳥羽市の適正規模におうた議員の定数の在り方というのは本来は違うと思うんです。そこを明確にちゃんと本来はどれぐらいの人数でどれぐらいが適正ないのかということも含めた話をきちんとすべきだと思うんですね。

その質の部分、今問われているところは、議会基本条例とか、いろいろこれから見直していくところできちんと正していくということはあると思うんですけども、それをどういうふうに伝えて話を聞いたらいのかというのが、僕は実際今のところは結局分らないんですわ、そこは。ただ広く意見は聞きたいのは聞きたいんです。あくまで意見だと思っておりますけれども、自分らの判断基準とか適正規模はこういうふうなぐらいがいい

いという議論もしっかりとした上で聞いたほうが僕はいいんじゃないかなと思います、そこはと思います。ある程度の自分たちの方向性を持ったほうがええから。

○坂倉広子委員長 すみません。反対にアンケートはやるか、やらないか。

○濱口正久委員 アンケートはやるかどうか分らない。

○坂倉広子委員長 分らない、はい、分かりました。

○濱口正久委員 聞いたほうがええと思うんですけども、その聞き方がアンケートがいいのか、公聴会がいいのか、僕は公聴会はやるべきやと思うんですけども、そのちゃんとした話をこちらの質問に対してその場で答えたりすることは非常に大事だと思うんですけども、きちんとした意見交換をすべきだと思うんですけども、そこならばね。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 なかなかアンケート、公聴会いろいろ意見が出ていますけれども、アンケートでそれのみでなんか決めるというものでないし、公聴会、どんなにいい公聴会開いてもそれのみで決めるべきではないと思うし、決めるのはここで決めるのかな。第三者委員会というのではないでしょう。みんなで決めるわけやもんで、決めるときの参考意見として、アンケートもやって公聴会もやればいいけれども、時間的な制約があればなかなか難しいところもあるけれども、できるだけそのような形というのは必要だと思うんで、何とかしてスケジュールもあると思うんですけども、アンケートもやって、公聴会も誰を呼ぶかということにもいろいろ意見も分かれると思うし、その枠組みも検討しながら全員で決めるわけやもんで、最終的には。そのあたりで自分らで腹決めすればいいと思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

戸上委員。

○戸上 健委員 アンケートというのはですね、ごめん、よろしい。

○坂倉広子委員長 どうぞ。

○戸上 健委員 世論調査ですわね。今、各新聞社も、テレビ局も世論調査、NHKでも月に一遍やるんやけれども、サンプル数というのは全国で1,000なんですわ。ということは、三重県で、鳥羽市で1人該当すれば当たればいいほうですわ。それでも、世論はこうですよと一定の方向を出すわけです。議会定数に関して、設問の仕方いろいろ工夫せいかんけれども、それに仮に100人しか答えなかったとしても、全国的な世論調査のサンプル数からすると、率は僕は非常に高いと思うんです。それと、今の議会に関心を持ってござる人たちが独自にこれやるわけですから、今回は。議会が独自にやるわけだから、それに対して答えてくださるということになると思うんです。ですから、僕はサンプル調査について、世論調査について、アンケートと言うとるけれども、そのサンプル数がこんだけしか集まらんというのはそんなに重きを置かなくてもいいんじゃないかというふうに僕は思います。

それで、議会として、定数問題についてよく考えて、市民の皆さんのご意見を伺って、それを参考にしながら、それ全面的ではないけれども、一つの参考にしながら議論をしていきますという投げかけ方というか姿勢を市民に見せるというか示すということは、僕は大事なことだというふうに思うんです、違う。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

○戸上 健委員 河村さんさ、そのサンプル数について心配してござったけれども、そんなに僕はそれほど必要ないと思います。それは1,000も、2,000も集まったら、それはすごいことやけれども、現状はそれはもうあんた、市が実施する市長名の世論調査、アンケートでもさ。400、500しか集まらんわけやろ。そういう現状なわけやもんで、議会が突出して集まるという可能性はゼロに等しいわけさ。というふうに思うよ。それでそのやり方はあるよ。議員が1人、みんな14人おるわけやで。50人、責任持ってアンケートを取ってこいということになれば、それは一定の数になるけれども、それはまた別問題が発生するように思うんですわ。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

(「委員長、1時間超えたんで休憩求めます」の声あり)

○坂倉広子委員長 すみません。それでは、ちょっと暫時休憩させていただきます。

(午後 2時13分 休憩)

(午後 2時23分 再開)

○坂倉広子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ご意見をいただいておりますが、各議員にお伺いしたほうがいいのか、いかがでしょうか。それぞれの意見だけちょっと聞くということ。

世古委員、どうぞ。

○世古安秀委員 アンケートを行うに当たり、やっぱりこの議員定数だけでやるのか、それとも、やっぱり議会のほかのことも含めてアンケートをやるのかということになってくと思うんですよね。内容が一番やっぱり問題になってくと思うんで、やっぱり議会の役割とか活動とかも、そういうことを十分認識した上で回答してもらいたいんですけども、それも何もなしに面白半分に回答されると、その結果はまたひとり歩きしてしまうというふうなこともつながりかねないかなという、ちょっと心配をしておりますけれども。アンケートの内容について十分もっとやっぱりやるのであれば、僕は内容を検討したほうが、どういう内容にするかというふうに、ただ定数減についてイエスカノーかというふうなことだけでは、ちょっと不十分かなというふうに思いますけれども。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

瀬崎委員、どうぞ。

○瀬崎伸一委員 アンケートに関してですけれども、もう1個、案が出ている公聴会というのがあると思うんで、結論から申し上げますと、私、アンケートを取る必要性はないかなという考えです。

公聴会というのは、議会に各種団体の方が来ていただくのか、一般市民の方が来ていただくのか、いろいろな形で集めて、その方からご意見をお伺いするというようなものやというふうに理解しておるんですけども、今現在のこの状況下でアンケートという、いわば自由回答のような形のものをしても、出てくる答えというのは結構もう見えているんじゃないのかなというのがあって、もちろん、その母数も必要、その答えに対すると

ころの我々のどう考えてどういうアクションを起こすかという、また最後の結果報告も必要、何となく、それってというのはあまりこう前向きな議論をしていないような気がして、であれば、アンケートを取らずにそこに割く動力を、いわゆる公聴会を開きますというのを団体の長の皆さん来てくださいというだけじゃなくて、本当に一般の市民の方で議会に少しでも関心を持っていただける方にもアピールをする、例えば、アイティービー等でやっている、あの行政放送の中でいついつに公聴会を開きますのでご参加いただけませんかという文字テロップを流すとか、今の時代でするので参加することには少し抵抗感があるという方であれば、どなたかが行って録画してくるとか、いわゆる何というのやろ、テレビ会議みたいな形ででも参加できますとか、いろいろなそんなようなことに努力をして、多くの方の意見を、生の声をいただくというほうが、我々が今度議会の中で議員定数をどうしようかといったときの判断材料にはなり得るんじゃないのかなと思うので、あまりこの時期等々でなく、アンケートということに関しては、私はあまりするべきでないというのが考えです。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

ほかにございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 ちょっとこの議論がまだちょっとどっちか分からんような今状態やと思うんですけども、事務局が説明のあった、僕が最初に聞いたその3月に決めなきゃいけないのかと言ったら、それが望ましいということだったので、もしこれが3月でなければ、しっかりと議論するんであれば、3月が前提で多分1月のアンケートやったと思うんですけども、もうちょっとこれ議論をして、年明け議論をしてきちんとアンケートするんやったらするで、煮詰まって、みんながちゃんとやるという方向で決まった上でやるんやったらそれやと思うんですけども、これ後ろがこれでありきで今、今日決めておもうんですけども、そこら辺はどうなんですかね、もうちょっとこう議論すべきなのか、もうそれ今決まったほうがええのか、ちょっと分からないんですけども。

○坂倉広子委員長 山本副委員長。

○山本哲也委員 すみません。皆さんからある程度ご意見いただきまして、アンケートを実施する、しないにしても、多分皆さんが思ってるアンケートがそれぞれ違う、頭の中で思い描いておる設問一つにしても、どうい質問するかというのは今回提示もできていない中でこうアンケートの話をしてしまったところで、する必要があるかないかというのもなかなか難しい判断かなというふうに思いますので、時期的、タイミング、スケジュール見直しの案もちょっといただいておりますので、それと併せて、アンケートするにしても、アンケート案をつくりながら、もう一回諮らせていただければなというふうに思いますので、皆さんからいただいた案も参考にさせていただきながら、またそういったところを再度問わせていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。すみません。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 いいですか、よろしいですか。

よろしいです。オーケーというふうで。

○山本哲也委員 多分、本当に今どういうアンケートを取るということもまだ決まってない中で、じゃそれをとって話ししても多分決着つかんと思うんでね。設問内容によってゴーが出る場合もあるでしょうしといったと

ころもあると思うんで、この上げていただいておりますスケジュール三つそれぞれ関連性があるところかなとも思いますんで、スケジュール見直し案、ちょっといただいておりますので、それと併せて、また提案したいなど。次回12月の中です。そういったところが話しできればと思います。

○坂倉広子委員長 局長。

○岩井事務局長 公聴会は開催してもよろしいです、やる方向で。何も公聴会も時期をずらして、1月1日じゃなくて2月の広報で2月中に実施するというんやったら、別にこんなに急ぐ必要も何もないものですから、アンケートもそうですけれども。

○坂倉広子委員長 山本副委員長。

○山本哲也委員 その辺も併せてリスケジュールというところで提案させていただければいいのかなというふうを考えております。公聴会がどういったものなのかというのをひよっとしたら皆さんの頭の中でも違う可能性もあるかなとも思いますんで、そういったところのどういった形の公聴会というところの例が挙げられたらですとか、ある程度こう皆さんの思い描くイメージが一致する中じゃないとなかなかこう、じゃ、それがいつがいいのかとか、そういった内容がいいのかどうなのかというところも含めて必要になってくるかなと思いますんで、すみません。また正副のほうと、また正副議長ともお話ししながら、どういった形で提案できるかというところをちょっと模索してまいりますので。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

もう皆さんにはいろいろご意見を賜りましたことにとっても感謝を申し上げます。また、そのようにさせていただきますので、本日のご協議いただく案件は以上でございます。

それでは、これをもちまして、本日の議会改革推進特別委員会を散会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 2時32分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年11月30日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 広 子